

■インフルエンザ予防接種ができる町内の協力医療機関

●石井病院	☎42-3031	(静内高砂町3丁目2番50号)
●駒木クリニック	☎45-0123	(静内青柳町1丁目10番21号)
●日高德洲会病院	☎42-0701	(静内こうせい町1丁目10番27号)
●仲川内科胃腸科医院	☎42-0345	(静内御幸町2丁目4番12号)
●中村脳神経内科クリニック	☎43-0911	(静内高砂町3丁目9番85号)
●山田クリニック	☎43-0008	(静内旭町1丁目30番27号)
●町立静内病院	☎42-0181	(静内緑町4丁目5番1号)
●町立三石国民健康保険病院	☎33-2231	(三石本町214番地)

※接種時間や接種料金は、医療機関によって異なりますので、直接問い合わせください。

■インフルエンザ予防接種の助成

高齢者

- 助成対象者
 - ①接種時、町内に住所を有する65歳以上の方
 - ②60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器などに障がいがある方（詳細は医師にご確認ください）

- 助成額
接種料金の2分の1（窓口で請求される料金は、助成後の料金となっています）

インフルエンザ予防接種料金	
支払い額（自己負担分）	助成額（町負担分）
半額	半額

※生活保護を受給されている方は、自己負担はありませんので、接種時にお申し出ください。
 ※町民税非課税世帯の方は、接種後の手続きにより窓口で支払った額（自己負担分）を、さらに助成します。（詳細は、広報10月号をご覧ください）

- 接種時期・回数
10月1日から1月31日の間に1回
※12月中旬までの接種を心掛けましょう。

小児

- 助成対象者
接種時、町内に住所を有する中学3年生以下の方

- 助成額
1回目の接種 4,000円、2回目の接種 2,000円を上限とし、助成します。
- 助成方法
医療機関に設置の「新ひだか町小児インフルエンザ予防接種助成申請書」に必要事項を記入し、助成額を差し引いた金額を医療機関に支払います。
協定医療機関以外で接種した場合は、接種した医療機関で接種料金を支払った後、役場担当窓口で申請してください。（詳細は広報10月号をご覧ください）
- 接種時期・回数
10月1日から3月31日の間に2回（2週間から4週間の間隔を空けて2回目を接種します）
※13歳以上は1回の接種となります。



新型コロナウイルス感染症の再流行に備えるために

今年はとくにインフルエンザ対策を

【問合せ】保健福祉センター健康推進課 ☎42-1287



インフルエンザは、ワクチン接種（予防接種）により発症や重症化を予防することがある程度可能です。インフルエンザの予防接種を積極的に受けて、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症のダブルパンチを防ぎましょう。

- 今年必要です
- 新型コロナウイルス感染症の再流行が心配されているため
- 再流行が冬期にかかるインフルエンザの流行と重なるため
- 発症すると新型コロナウイルス感染症との区別がつきにくいことがあるため



ハイリスク者は、インフルエンザにかかると重症化したり、肺炎を合併したりする危険性が高くなります。医師と相談のうえ、積極的にワクチンを接種しましょう。

- 主なハイリスク者
- ▼高齢者
- ▼持病がある人（心臓病、糖尿病など）
- ▼肥満
- ▼妊婦
- ▼乳幼児など

■ハイリスク者はより積極的に予防接種を受けましょう

- ◆感染予防のための3つのポイント（インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防方法は同じです）
- ①人との距離を保ち「3つの密」を避ける
 - 感染予防の大切なキーワードは「3つの密」。密閉、密集、密接の「3密」を避けることが感染の拡大を防ぎます。できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- ②マスク着用で「咳エチケット」を守る
 - 咳やくしゃみをするときにマスクなどで口や鼻を覆い、感染を広げない「咳エチケット」を守りましょう。
- ③しっかり「手洗い」をしてウイルスを除去
 - ウイルスから身を守り、周囲に広げないために最も重要なのが「手洗い」です。小まめな手洗いを忘れず、帰宅時は手のほかに顔も洗うようにしましょう。